

新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置について

- 県では、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、感染とその拡大の防止のため、週末における不要不急の外出の自粛などについてお願いしてきましたが、本県の患者数は急速に増加し、病院等での集団感染も発生しています。

このような状況を踏まえ、4月7日、国は、福岡県に対し「緊急事態宣言」を行いました。

- 「緊急事態宣言」を受けて、5月6日までの間、緊急事態措置を実施していくこととします。

- 県民の皆様には以下についてお願いします。

- (1) 生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること

※生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などをいいます。

- (2) 職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること

- (3) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること

なお、都市封鎖（ロックダウン）とは異なるものです。

- (4) 感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催を控えること

- (5) 飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと

併せて、以下について引き続きご協力をお願いします。

- (1) 換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること

- (2) 手洗いの励行や咳エチケットに努めること

- (3) 新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること

- (4) 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず

事前に電話で相談すること

(5) 海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと

- 今、感染と感染の拡大を防ぐ、大変重要な時期、岐路に立っています。県民お一人お一人の自らを守り、周りの人を守る行動が、1週間後、2週間後のこの地域、そして日本の状況を決めることとなります。

県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。